

# 公益社団法人日本トライアスロン連合 報奨金規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本トライアスロン連合（以下「JTU」という。）の普及と発展に寄与し、JTU が指定する大会において顕著な成績を収めた選手及び指導者に報奨金を支給することを目的とする。

## (対象大会)

第2条 報奨金の交付対象大会は、次の大会とする。

- オリンピック競技大会  
パラリンピック競技大会  
アジア競技大会
- その他、理事会が認める大会

## (交付対象者)

第3条 交付対象者は、選手及び指導者の個人とする。

## (報奨金の交付額)

第4条 報奨金の交付額は次のとおりとする。 (単位万円)

大会名	金メダル	銀メダル	銅メダル	4位	5位	6位	7位	8位
オリンピック競技大会	300	200	150	120	100	80	70	60
パラリンピック競技大会	300	200	150	-	-	-	-	-

- 指導者に対しては選手への交付額とは別に、上記の25%を上限に交付をする。  
指導者が複数名いる場合は上限額を均等に分割の上、交付をする。
- アジア競技大会は当該年度の理事会で定める。

## (報奨金の交付)

第5条 報奨金は、該当する選手、指導者らに直接支払うものとする。

## (交付時期及び交付方法)

第6条 報奨金の交付時期及び交付方法は会長が定める。

## (支給取消)

第7条 支給対象者が支給を受ける者として相応しくない行為があった場合は、支給を取り消すことがある。

## (委任)

第8条 この規程にないものは会長が別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の議決を経て行うものとする。

付 則

この規程は、2024年6月26日から施行する。